

株式会社ネクストバッテリーズサークルとの吸収合併に関する
会社法第801条第1項に基づく事後開示書面

2024年10月1日

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アライドアーキテクト株式会社
代表取締役 中村 壮 秀

会社法第801条及び会社法施行規則第200条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年10月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、
同法第785条及び第787条の規定並びに同法第789条（同法第793条第2項に
おいて準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議

吸収合併消滅会社は、2024年8月9日付の官報にて公告したほか、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、同法第797条及び第799条の規定による手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、2024年8月9日付の官報にて公告したほか、同日付で電子公告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、2024年10月1日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債及び権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙、2024年8月9日付「アライドアーキテクツ株式会社との吸収合併に関する会社法第782条第1項に基づく事前開示書面（写）」のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2024年10月1日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

アライドアーキテクツ株式会社との吸収合併に関する
会社法第782条第1項に基づく事前開示書面

2024年8月9日

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社ネクストバタースサークル
代表取締役 加瀬 貴彦

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約等の内容

別紙のとおり、2024年7月11日付で、吸収合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

当社とアライドアーキテクツ株式会社とは、完全親子会社の関係にあるため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、合併によるアライドアーキテクツ株式会社の資本金の増加はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めはありません。

5. 計算書類等に関する事項

イ. 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会社の成立の日における貸借対照表）の内容

アライドアーキテクツ株式会社の最終事業年度（第19期）に係る計算書類等の

内容は別紙のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併存続会社の成立の日。（3）において同じ。）後の日を臨時決算日（二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最も遅いもの）とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

当該臨時計算書類等はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

ロ. 吸収合併消滅株式会社（清算株式会社を除く。）についての次に掲げる事項

- (1) 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、吸収合併消滅株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

該当事項はありません。

- (2) 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度がないときは、吸収合併消滅株式会社の成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

合併後のアライドアーキテクツ株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、合併後のアライドアーキテクツ株式会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

よって、合併後のアライドアーキテクツ株式会社の債務について、履行の見込みがあると判断しております。

7. 吸収合併契約等備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項
変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書

アライドアーキテクト株式会社（以下、「甲」という。）と株式会社ネクストバッターズサークル（以下、「乙」という。）は、両会社の合併に関して、次のとおり契約を締結する。

（存続会社と消滅会社）

第1条 甲（住所：東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号）及び乙（住所：東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号）は合併して、甲は存続し、乙は権利義務の全部を甲に承継させて解散する。

（株主に対する金銭等の交付）

第2条 乙は甲の完全子会社であるため、合併に際して一切の対価を交付しない。

（増加すべき資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、乙との合併では、資本金及び準備金を増加しない。

（簡易合併、略式合併）

第4条 甲は、会社法796条2項の規定により、乙は、会社法784条1項の規定により、それぞれ本契約について株主総会の承認を得ないで合併する。

（合併の効力発生日）

第5条 合併の効力発生日は、2024年10月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（会社財産の引継）

第6条 乙は、2023年12月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加味した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の善管注意義務）

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日の前日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その資産、負債及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議のうえこれを実行する。

(従業員の処遇)

第8条 甲は乙の従業員を効力発生日において、甲の従業員として引き継ぐものとする。ただし、勤続年数については、乙における年数を通算する。その他細目については甲及び乙が協議して定める。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第9条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重要な変動を生じたときは、甲及び乙が協議のうえ合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第10条 本契約は、本契約の承認に必要な甲及び乙の適法な機関決定、または本契約について必要な法令に基づく関係官庁等の承認や許認可等が得られなかった場合は、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第11条 本契約に定めるもののほか、本件合併に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲及び乙が協議のうえこれを決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有するか、または、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自がその電磁的記録を保有する。

2024年7月11日

甲 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アライドアーキテクト株式会社
代表取締役社長 CEO 中村壮秀

アライドアーキテクト
株式会社

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
株式会社ネクストバタースサークル
代表取締役 加瀬貴彦

ネクストバタース
サークル

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,769,447
現金及び預金	1,431,689
売掛金	959,152
電子記録債権	75,130
前払費用	101,963
立替金	44,302
未収入金	57,892
未収消費税等	60,510
その他	43,053
貸倒引当金	△4,246
固定資産	903,782
有形固定資産	31,055
建物	10,657
工具、器具及び備品	8,999
リース資産	11,399
無形固定資産	198,188
ソフトウェア	188,929
顧客関連資産	5,000
その他	4,258
投資その他の資産	674,537
投資有価証券	260,768
関係会社株式	242,869
長期貸付金	1,408,386
差入保証金	66,317
破産更生債権等	2,410
長期前払費用	13,751
その他	25,399
貸倒引当金	△1,345,366
資産合計	3,673,229

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	700,701
買掛金	294,582
1年内返済予定の長期借入金	80,280
未払金	105,301
未払費用	33,001
未払法人税等	88,246
リース債務	1,479
前受金	48,654
預り金	41,614
その他	7,540
固定負債	189,458
長期借入金	173,740
リース債務	11,210
繰延税金負債	539
長期前受収益	3,968
負債合計	890,159
(純資産の部)	
株主資本	2,695,137
資本金	886,930
資本剰余金	858,930
資本準備金	858,930
利益剰余金	961,349
その他利益剰余金	961,349
繰越利益剰余金	961,349
自己株式	△12,072
評価・換算差額等	86,653
その他有価証券評価差額金	86,653
新株予約権	1,279
純資産合計	2,783,070
負債純資産合計	3,673,229

損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,054,145
売上原価		748,709
売上総利益		2,305,435
販売費及び一般管理費		1,728,544
営業利益		576,891
営業外収益		
受取利息	14,340	
受取配当金	3,861	
為替差益	67,314	
その他	925	86,442
営業外費用		
支払利息	1,620	
投資事業組合運用損	11,277	
貸倒損	1,874	
その他	604	15,376
経常利益		647,957
特別利益		
新株予約権戻入益	803	
投資有価証券売却益	73	877
特別損失		
投資有価証券評価損	47,424	
投資有価証券売却損	72,620	
貸倒引当金繰入額	847,927	967,972
税引前当期純損失		319,138
法人税、住民税及び事業税	190,828	
過年度法人税等	5,778	
過年度法人税戻入額	△10,800	
法人税等調整額	5,444	191,251
当期純損失		510,389

株主資本等変動計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他 利 益 剰余金	利益剰余金 計 合		
				繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	873,844	845,844	845,844	1,471,739	1,471,739	△12,024	3,179,403
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	13,086	13,086	13,086				26,172
当 期 純 損 失 (△)				△510,389	△510,389		△510,389
自 己 株 式 の 取 得						△48	△48
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							-
当 期 変 動 額 合 計	13,086	13,086	13,086	△510,389	△510,389	△48	△484,266
当 期 末 残 高	886,930	858,930	858,930	961,349	961,349	△12,072	2,695,137

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	72,647	72,647	2,083	3,254,134
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				26,172
当 期 純 損 失 (△)				△510,389
自 己 株 式 の 取 得				△48
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	14,005	14,005	△803	13,202
当 期 変 動 額 合 計	14,005	14,005	△803	△471,063
当 期 末 残 高	86,653	86,653	1,279	2,783,070

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

i 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ii その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～15年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

顧客関連資産

効果の及ぶ期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額

を計上しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下の通りです。

マーケティングサービス

顧客に対して、デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティングSaaSの提供、マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援等を行っております。

当該取引により顧客との契約から生じる収益は、契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めていた「未収入金」は金額的重要性が増したため当事業年度より区分掲記することとしました。なお、前事業年度の「未収入金」は54,258千円となります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 市場価格のない投資有価証券の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	242,869千円
投資有価証券	286,157

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券のうち、市場価格のない投資有価証券については、投資先の実質価額が著しく低下したときには、実質価額の回復可能性が、投資先の事業計画等の十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価減を行っております。

当社では、主要な投資先においては定期的な面談等を通じて直近の事業環境や事業の進捗状況、今後の計画等を把握しており、これらの情報に基づき実質価額の回復可能性や事業計画の妥当性を慎重に判断しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、投資先の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌事業年度以降の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 539千円

繰延税金資産の資産計上はありません。

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金負債の金額が繰延税金資産の金額を上回るため、貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。当社は、過去の実績や直近の事業環境等に基づき、将来の顧客平均売上単価、新規顧客獲得数、顧客との契約の継続率及び顧客解約率等に一定の仮定を置いて売上高や営業費用を見積もっております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、実際

に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

(3) 関係会社貸付金の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社貸付金	1,408,386千円
関係会社に対する貸倒引当金	1,344,070千円

② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する貸付金の評価にあたっては、債務者である関係会社の財政状態が悪化し、債権の回収に重大な問題が発生する可能性が高い場合に、個別に貸倒引当金を計上することとしております。貸倒引当金の金額算定にあたっては、関係会社の財政状態及び中期計画に基づき将来の支払能力を検討し、回収可能と見込まれる額を合理的に見積もっております。また、中期計画の見積りにおける重要な仮定は、これに含まれる売上高、営業費用等を見積りであり、これらは将来の顧客平均売上単価、顧客獲得数及び顧客解約数等を考慮して作成しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、関係会社の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌事業年度以降の計算書類において、重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	116,608千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	103,934千円
短期金銭債務	68,198千円
長期金銭債権	1,408,386千円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	14,247千円
売上原価、販売費及び一般管理費	250,967千円
営業取引以外の取引高	14,318千円

(2) 貸倒引当金繰入額

当社の関連会社であるCreadits Pte. Ltd.の財政状況等を勘案し、当事業年度において「貸倒引当金繰入額」847,927千円を特別損失に計上しております。なお、当該「貸倒引当金繰入額」は連結決算において消去されるため、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	31,701株	1,539株	－株	33,240株

(変動理由の概要)

単元未満株式の買取による増加	67株
譲渡制限付株式の失効による増加	1,472株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	16,284千円
貸倒引当金	413,251千円
資産除去債務	5,128千円
未払事業税	7,219千円
未払事業所税	1,036千円
投資有価証券評価損	60,595千円
投資事業有限責任組合運用損	5,543千円
株式報酬費用	11,863千円
子会社設立に伴う株式交換差益	49,833千円

繰延税金資産小計 570,755千円

評価性引当額 △533,051千円

繰延税金資産合計 37,703千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 38,243千円

繰延税金負債合計 38,243千円

繰延税金負債の純額 539千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.62%

(調整)

住民税均等割 △0.72%

交際費等永久に損金に算入されない項目 △1.58%

評価性引当額の増減 △89.61%

過年度法人税等 1.57%

その他 △0.21%

税効果会計適用後の法人税等の負担率 △59.93%

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容 又は業 職	議決権等の所 有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引 内容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 残 高 (千円)
孫会社	Creadits Pte. Ltd.	広告制作クリエイ ティブプラットフ ォームの運営	所有 間接83.9%	資金の貸付 等	利 息 の 取 受 (注 1)	14,318	長 期 貸 付 金 (注 3)	1,408,386
					費用の立替 経費の立替	16,727	その他の流動 資 産 立 替 金	36,265 37,477
					業務委託費 (注 2)	16,934	未 払 金	45,311

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案した内容を前提に、価格交渉のうえ決定し、支払い条件は予め決定しております。
3. Creadits Pte. Ltd.に対する貸付については、1,344,070千円の貸倒引当金を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 195円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 35円94銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の増資)

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(取得による企業結合)

「連結注記表 10.重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

事業報告 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

新型コロナウイルス禍を乗り越えつつある現在、日本のみならず世界全体としてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の波は一段と強くなり、本格的なデジタル・ソーシャル時代が到来し、当社グループが事業を展開するマーケティング領域においてもDXの流れは加速しております。

このような背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティングDXへの対応を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールの提供やSNS活用を中心としたソリューション提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開しております。

中期テーマとして「マーケティングDX支援企業として圧倒的ポジションの確立」を掲げており、2023年12月期のグループ方針といたしましては、『2025年の連結売上高100億円突破に向けて、新規顧客獲得強化とグループの総合力による更なる成長』を掲げて事業を展開いたしました。

当第4四半期連結会計期間(10月－12月)においては、国内SaaS事業が四半期過去最高売上を更新するなど、国内3事業(国内SaaS事業・ソリューション事業・中国進出支援事業)については好調な推移となりました。一方、海外SaaS事業については多数の解約が発生したことを主因に売上高が大幅に減少し、営業赤字が拡大する結果となりました。ストック性が高い事業性質とは言うことができない状況となったため、ストック売上・ストック売上比率・ARR※等のKPIの開示については取り止めることといたしました。

それに伴い、SaaSビジネスのKPIとして開示しておりました国内SaaS事業のARR+海外SaaS事業のARRの合計値であるSaaS ARR、また全社KPIとして開示しておりましたストック売上比率についても、開示を取り止めとさせていただきます。

※ARR：Annual Recurring Revenueの略。年間経常収益。ストック売上に該当するSaaSツールにおける各四半期末の月次リカーリング売上高を12倍して算出。既存契約が更新のタイミングですべて更新される前提で、四半期末の翌月からの12ヶ月で得られると想定される売上高を表す指標

通期業績といたしましては、国内は3事業全てが増収を達成し、国内3事業合計の売上高は過去最高の3,166,909千円(前期比12.0%増)となりました。しかしながら、海外事業の失

速によって、当連結会計年度の売上高は4,144,860千円（前期比8.9%減）となり、売上総利益は3,111,833千円（前期比11.3%減）、営業利益は258,872千円（前期比74.5%減）、経常利益は314,242千円（前期比70.9%減）、親会社株主に帰属する当期純損失は146,962千円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益806,971千円）で着地いたしました。

当社の報告セグメントは、マーケティングDX支援事業の単一セグメントとしておりますが、事業区分ごとの概況は以下のとおりであります。

①国内SaaS事業

自社開発のマーケティングSaaSツールの提供及びSaaSで補いきれないマーケティングDX施策の提供、さらにはカスタマーサクセス人員がサポートすることによって、顧客企業のマーケティング人材の質的・量的な不足を補い、効率的かつ効果的に成果を上げるための支援を行っております。ダイレクトマーケティングの成果向上を実現するツール「Letro（レトロ）」、動画作成ツール「LetroStudio（レトロスタジオ）」、X（旧Twitter）によるプロモーションを効率的に行うためのツール「echoes（エコーズ）」が主要ツールとなっております。

2023年は引き続き競争優位性を確立した「Letro」の成長に注力し、提案メニューの強化(早期立ち上げ)・営業人材の拡充等によって新規獲得を強化する戦略を主軸に事業を展開いたしました。「Letro」の新機能として、業界に先駆けて提供を開始した2023年2月の「UGC築機法チェック機能」に続き、2023年7月に「UGC景表法チェック機能」を追加いたしました。また、当第4四半期(10月－12月)では、LPや記事LPの制作・運用を行うサービスを「LetroSolution（レトロソリューション）」として2023年11月から正式に提供開始しました。プロダクト強化・提案メニュー拡充等により新規・既存顧客ともに単価向上を続けており、第4四半期末のLetro ARRは7.61億円（前年同期比64.0%増）に成長しております。また、「Letro」＋「LetroStudio」のアカウント数も四半期ごとに順調な増加を続けております。

その結果、第4四半期で四半期過去最高売上を更新し、当連結会計年度の売上高は1,514,594千円（前期比15.2%増）となりました。第4四半期のストック売上比率は62.7%（前年同期比8.0pt増）、第4四半期末のARRは10.80億円（前年同期比39.5%増）に拡大し、期末目標に沿った着地となりました。

②海外SaaS事業

シンガポールの連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.（以下、「Creadits」という。）は、3D広告クリエイティブ制作における高品質・ハイスピード・低価格を実現する仕組みを提供するサービス「Craft（クラフト）」をグローバルに展開しております。顧客企業は

メタバース時代を牽引する欧米のゲーム会社中心で、新興国分業体制による「リモートでつながったマイクロファクトリー（小型制作工場）」を構築していることが最大の強みとなっています。

メインターゲットであるゲーム業界において、新型コロナ情勢の落ち着きによる巣ごもり需要の減少およびiOS/アンドロイドのプライバシー強化に伴うターゲティング精度の低下などにより2022年後半に売上が鈍化したことを受けて、第1四半期に不採算タイトルや人員の整理を行う企業が多く、広告予算を大幅に縮小する動きが見られ、複数の継続顧客（約10社）からの広告制作の一時休止が発生いたしました。その後、一時休止顧客のうち第2四半期では2社、第3四半期では3社が取引再開となるなど、ゲーム会社において収益性の高い既存タイトル・新規タイトルへのマーケティング投資は徐々に活発化し、第3四半期においては低単価の顧客が中心であったものの新規顧客が大幅増となり、売上は回復基調を見せました。

しかしながら、年初にいち早くタイトルや人員整理のアクションをした企業は膿を出し切った感がある一方で、2023年後半になってから大規模な整理を実施した企業も見られるなど不安定な事業環境が続いたことで、第4四半期で高単価顧客の解約が発生し、第3四半期で獲得した低単価顧客の多くが早期離脱したことによって、前四半期比で大幅な売上減となりました。また、下期から追加した『ゲーム制作の管理・運用支援』の本格展開が遅れ、想定通りの売上貢献を果たせなかったこと、新規獲得については一定の成果があったものの想定をビハインドしたこと等も第4四半期業績が失速した原因となります。

その結果、当連結会計年度の売上高は977,950千円（前期比43.3%減）での着地となりました。第4四半期での多数の解約発生を受けて、ストック性が高い事業性質とは言えない状況となったため、ストック売上・ストック売上比率・ARR等のKPIの開示については取り止めることといたしました。

③ソリューション事業

ファンの存在をマーケティングに活用し、ビジネスの成長を目指す概念が浸透しつつある中で、「SNS活用」や「ファンとの関係構築・強化」をキーワードに、顧客企業のマーケティングDX課題において企画立案から施策の実行までを包括的に支援する事業を行っております。売上成長の柱として顧客企業のSNS活用を支援する受託プロジェクト(SNSアカウント運用とデジタル広告運用)を中心に展開しており、昨今では、受託プロジェクトの業務効率や企画制作力を向上させるSaaSツールの開発・提供、Z世代のデジタル人材育成も推進しております。

2023年は企画提案の強化・営業人材の拡充によって受託プロジェクトのアカウント数の増加を目指す他、低額SaaSツールをドアノック商材として業種・社数を拡大させる戦略を主軸に事業を展開いたしました。強みであるクリエイティブ制作力をベースにTikTokやYouTubeなど広告媒体を拡大させ、成果・企画提案力が向上しております。第3四半期は季節性による

売上鈍化・一部既存顧客の広告予算削減による解約が発生したこと等により売上高が伸び悩んだものの、第4四半期で受託プロジェクトのアカウント数を大きく伸ばし、四半期過去最高売上となった第1四半期に迫る売上高となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,335,337千円（前期比7.9%増）で着地いたしました。ストック売上比率の高い事業性質ではなく、ストック売上比率は18.5%（前年同期比2.6pt減）と20%前後で推移しております。

④中国進出支援事業

近年急速に市場が拡大している越境ECへの出店による中国進出をしたい日本企業等に対し、日本の商品に愛着のある在日中国人や中華圏で人気のある日本人インフルエンサーの発信力を活用した越境ECプロモーション等の支援を展開しております。また、インバウンド市場において訪日外国人をターゲットに商品やサービスを提供したい企業への支援を行っております。

2023年は営業人員の拡充・WEBセミナーなど露出増加によって新規獲得を強化し、インバウンド支援中心にプロジェクト数の増加を目指して事業を推進いたしました。第3四半期においては原発処理水放出問題の発生によって、中国で日本商品が売れにくくなったことで中国向け越境EC支援の需要が大幅減となり売上高が減少しました。第4四半期においては、中国SNSでの批判は10月下旬頃にピークを過ぎたものの、日本企業の中国向け越境プロモーションの抑制傾向が続き、中国ECの一大商戦期である『独身の日(11月11日)』関連の需要も減少するなど越境EC支援の売上は苦戦継続となりました。一方で、インバウンド支援については需要が更に拡大し、同支援のプロジェクト数が大幅に増加したことで、同支援売上の四半期過去最高を大幅に更新しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は316,976千円（前期比15.2%増）で着地いたしました。ストック売上比率の高い事業性質ではないものの、ストック売上比率は17.6%（前年同期比4.0pt増）に拡大しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、174,954千円であります。
その主なものは、ソフトウェアへの投資132,346千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (当連結会計年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	4,192,590	6,210,200	4,551,016	4,144,860
経 常 利 益 (千円)	231,488	849,559	1,079,738	314,242
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (千円) (△)	173,286	726,930	806,971	△146,962
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	12.35	51.56	57.04	△10.35
総 資 産 (千円)	3,199,344	3,828,442	4,583,436	4,109,596
純 資 産 (千円)	1,775,973	2,479,489	3,219,905	3,096,237
1株当たり純資産額 (円)	123.31	172.10	222.40	211.30

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年12月期)	第 17 期 (2021年12月期)	第 18 期 (2022年12月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年12月期)
売 上 高 (千円)	3,525,316	5,266,267	2,774,239	3,054,145
経 常 利 益 (千円)	348,380	688,882	649,084	647,957
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△215,781	582,839	498,322	△510,389
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	△15.38	41.34	35.22	△35.94
総 資 産 (千円)	3,406,990	3,930,984	4,461,680	3,673,229
純 資 産 (千円)	2,082,013	2,719,552	3,254,134	2,783,070
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	147.83	192.39	229.47	195.69

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率 (注1)	主 要 な 事 業 内 容
C r e a d i t s 株 式 会 社	10百万円	83.9%	海外SaaS事業
C r e a d i t s P t e . L t d .	3,588千米ドル	※83.9%	海外SaaS事業
株 式 会 社 ネクストバッテリー サ ー ク ル	5百万円	100.0%	ソリューション事業
株 式 会 社 デジタルチェンジ	10百万円	51.0%	ソリューション事業
株 式 会 社 オ セ ロ	30百万円	51.0%	中国進出支援事業
Creadits USA Inc.	1千米ドル	※83.9%	海外SaaS事業

(注) 議決権比率欄の※印は、間接保有による議決権比率であります。

(7) 対処すべき課題

①収益基盤の強化

グループ全体としての収益基盤を強化するうえで、各事業における対処すべき課題は次のとおりと認識しております。

<国内3事業>

国内3事業は安定的に収益を拡大しておりますが、マーケティング業界では、新たなサービスや競合他社が次々と現れることから、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のために、SaaSツールの機能強化や開発体制の構築・維持、さらには当社グループが持つ企画力及び技術力等を活かしたフオリティの高い人材の採用及び育成が課題と認識しております。

そのため、当社グループでは、日本、ベトナム等グローバルでの人材獲得及び開発体制を構築し、常に最新の技術を取り入れるとともに、戦略立案・提案力や実行力のあるマーケティング人材の増強を図ってまいります。

<海外事業>

連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.において広告クリエイティブの制作・提供を行っております。2023年度におきましてはメインターゲットであるゲーム業界において、新型コロナ情勢の落ち着きによる巣ごもり需要の減少およびiOS/アンドロイドのプライバシー強化に伴うターゲティング精度の低下などの環境の変化を受けて年初から業績が安定せず、さらに2023年後半も大規模な整理を実施した企業も見られるなどゲーム業界全体が不安定な事業環境が続いたことで、第4四半期で高単価顧客の解約が発生いたしました。また、下期から追加した「ゲーム制作の管理・運用支援」の本格展開が遅れ、想定したような業績への貢献を得ることができませんでした。さらには、一部顧客の売掛債権の回収が見込めなくなったことに伴い、貸倒引当金を特別損失として計上いたしました。これらの結果、グループ全体の業績を大きく引き下げることとなり、再度業績予想を下方修正いたしました。

このような状況は、事業環境の変化のみならず、管理体制の甘さも一因であると考えております。そのため、2024年におきましては、同社のガバナンス強化をグループの最優先課題と位置づけ、構造改革や体制強化を進めてまいります。

②財務基盤の維持・強化

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、マーケティングDX支援事業の中長期的な成長のための投資を行うことを基本方針としております。2023年12月末時点において、現預金1,844,956千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は268,762千円であり、自己資本比率は73.1%であります。

投資については、営業キャッシュフローの範囲内で行うことを目標としておりますが、企業価値を大きく向上させる投資が必要な場合に備え、金融機関との良好な関係の維持等、資金調達の環境を整えてまいります。

また、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、負債を適正な水準に留め、資本コストを意識した経営を進めてまいります。

③コーポレート・ガバナンスの推進

現在、当社グループは成長期にありますが、今後の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な課題であると考えております。具体的には、経営の健全化、公正性の観点からコーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、リスク管理、内部統制の体制を強固なものとし、さらにコンプライアンスへの取り組みを強化することが必要であると考えております。

これらの課題に対処するため、管理担当の取締役を選任するとともに、経営環境の変化に対応した投資戦略・財務管理の方針の策定や独立社外取締役の活用、取締役会の多様性など、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。加えて、改訂コーポレート・ガバナンス・コードへの確に対応してまいります。

(8) 主要な事業内容（2023年12月31日現在）

事業区分	事業内容
国内SaaS事業	マーケティングDXを加速する自社開発のSaaSツールを提供
海外SaaS事業	グローバルなクリエイターネットワークにより高品質な3D広告クリエイティブを提供
ソリューション事業	「SNS」や「ファン」をキーワードにマーケティングDX戦略を包括的に支援
中国進出支援事業	独自のインフルエンサーネットワークを活用した中国向け越境プロモーションの支援

(注)2024年12月期より国内SaaS事業はプロダクト事業に、海外SaaS事業は海外事業に、中国進出支援事業はクロスバウンド事業に、それぞれ名称を変更する予定です。

(9) 主要な営業所（2023年12月31日現在）

- ① 当社
本社：東京都渋谷区
- ② 子会社
Creadits株式会社：東京都渋谷区
Creadits Pte. Ltd.：シンガポール
株式会社ネクストバッテリーサークル：東京都渋谷区
株式会社デジタルチェンジ：東京都目黒区
株式会社オセロ：東京都渋谷区
Creadits USA Inc.：米国

(10) 使用人の状況（2023年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
194名	23名増

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減
149名	23名増

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況（2023年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	225,000千円
株式会社商工組合中央金庫	29,020

- （注） 1. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため株式会社三菱UFJ銀行とコミットメントライン契約を締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末における借入金実行残高はありません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (2023年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 28,800,000株

(2) 発行済株式の総数 14,248,282株

(注) 発行済株式の総数は、譲渡制限付株式の発行により34,829株、新株予約権の行使により9,600株増加しております。

(3) 株主数 4,120名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 壮 秀	3,906,972株	(注2) 27.48%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	(注2) 1,382,300	9.72
野 村 證 券 株 式 会 社	483,745	3.40
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	470,500	3.31
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C J A P A N F L O W	434,655	3.06
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	396,423	2.79
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	370,308	2.61
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	358,200	2.52
木 下 政 弘	301,600	2.12
ベル投資事業有限責任組合1	285,300	2.01

(注1) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数(33,240株)を控除して算出しております。

(注2) 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の持株数には、中村壮秀より信託されている株式数900,000株を含んでおります。当該信託株式に係る議決権行使指図権は中村壮秀にあるため、中村壮秀の実質的な議決権保有割合は33.82%であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)2名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2023年5月11日付で普通株式9,167株を発行いたしました。

3 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2023年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CEO	中 村 壮 秀	
取 締 役	村 岡 弥 真 人	
取締役（常勤監査等委員）	小 副 川 俊 朗	
取締役（監査等委員）	大 村 健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 ユナイテッド株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	渡 邊 淳	公認会計士 渡邊淳事務所 代表 株式会社H&Hホールディングス社外取締役

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2023年3月28日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって、取締役 松井裕美氏及び原田潤氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役（常勤監査等委員）小副川俊朗氏、取締役（監査等委員）大村健氏及び渡邊淳氏は、社外取締役であります。
 3. 取締役（常勤監査等委員）小副川俊朗氏は、経営者及び社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
 4. 取締役（監査等委員）大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役（監査等委員）渡邊淳氏は、公認会計士の資格を有しており、企業財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、小副川俊朗氏を常勤の監査等委員として選定しております。
 7. 当社は、小副川俊朗氏、大村健氏、渡邊淳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役（監査等委員である取締役を含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償及び訴訟費用の損害が填補されることとなります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該方針の決議に際しては、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成、社外取締役が過半数を占める。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 取締役の報酬等は、金銭報酬部分及び非金銭報酬部分で設定

- i. 金銭報酬は前年度の売上高及び営業利益の予算達成度、各取締役に求められる職責（代表取締役及び業務執行取締役については能力及び成果を含む。）等を勘案して決定
- ii. 株式報酬分は、役職、常勤・非常勤の別、企業価値向上への貢献度等を勘案して決定
- iii. 金銭報酬と非金銭報酬の割合は、役位、職責等を勘案して決定

b. 金銭報酬は、毎年4月に報酬額を改定し毎月支給、非金銭報酬は株主総会の翌月に開催する取締役会で決議し年1回付与

c. 株主総会において決議された金銭報酬限度額及び譲渡制限付株式報酬限度額の範囲内において、取締役会からの委任を受けて、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成）にて審議し、個人別の報酬の内容について決定

d. 監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議にて監査等委員会決定

② 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会（社外取締役及び代表取締役で構成）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた非金銭報酬の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには、代表取締役が参画する独立した委員会が適していると判断したためであります。

指名報酬委員会構成員

氏 名	地位及び担当
小副川 俊朗	取締役(監査等委員)
中村 壮秀	代表取締役社長CEO
大村 健	取締役(監査等委員)
渡邊 淳	取締役(監査等委員)

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	人数	報酬等の種類別の総額		報酬等の総額
		固定報酬	株式報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (-)	52,840千円 (-千円)	5,985千円 (-千円)	58,826千円 (-千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 (3)	22,800千円 (22,800千円)	-千円 (-千円)	22,800千円 (22,800千円)
合 計 （うち社外役員）	7名 (3)	75,640千円 (22,800千円)	5,985千円 (-千円)	81,626千円 (22,800千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、5名であります。また、非金銭報酬等として取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を付与しており、当該報酬の限度額については、2021年3月24日開催の定時株主総会において、固定報酬とは別枠で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点で、対象取締役は4名であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬額は、（注）1. 記載の限度額の範囲内で取締役会からの委任を受けて、社外取締役を議長とする任意の指名報酬委員会にて審議し、個人別の報酬の内容について決定しております。指名報酬委員会は、社外取締役を含むメンバーで構成されており、報酬決定プロセスの透明性向上を図っております。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点で、対象の監査等委員である取締役は3名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬額は、（注）3. 記載の限度額の範囲内で監査等委員会にて決定し

ております。

5. 上記には、2023年3月28日開催の第18回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
6. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
7. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式であり、割り当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
8. 上記株式報酬の総額は、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 取締役（監査等委員）大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、ユナイテッド株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役（監査等委員）渡邊淳氏は、公認会計士 渡邊淳事務所 代表、H&Hホールディングス社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（常勤監査等委員） 小副川 俊 朗	当事業年度において開催された取締役会16回の内、15回に出席し、常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会13回の内、12回に出席し、常勤監査等委員としての立場から主に当社の内部統制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 大 村 健	当事業年度において開催された取締役会のすべてに出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会のすべてに出席し、企業法務・会社法等の観点から適宜必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 渡 邊 淳	当事業年度において開催された取締役会のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識と経験から、主に当社のコーポレート・ガバナンス体制強化と財務会計等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンス及び財務会計の観点から適宜必要な発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、PwC Japan有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月26日

アライドアーキテクト株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 亮 一
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドアーキテクト株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上